日本職業教育学会 理事各位

会長 坂口 謙一

日本学術会議「声明」に対する理事会緊急賛同声明の提案

日頃より学会の活動・運営にご尽力くださり、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、この度、日本学術会議に対する政府の判断について、日本学術会議と共に、強く異を唱えるべく、下記のとおり、緊急の理事会賛同声明を発出することを提案いたします。この理事会緊急賛同声明は、声明文のみを学会 Web サイトにおいて公表し、その旨を日本学術会議へ通知いたします。

時間が限られている関係上、恐れ入りますが、2月6日(月)24時までに賛否をご回答ください。 どうぞよろしくお願いいたします。

記

【日本職業教育学会理事会緊急賛同声明(案)】

2022 年 12 月 21 日に日本学術会議から発表された声明「内閣府「日本学術会議の在り方についての方針」(令和 4 年 12 月 6 日)について再考を求めます」に賛同し、「学問の自由」を最大限尊重する意思を強く表明します。

【理由】

日本学術会議は、「日本学術会議法」(以下、法とする)により、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」とされ、「日本の科学者コミュニティの代表機関としての法制上の位置付け」(「日本学術会議憲章」)が与えられています。また、この日本学術会議の「使命」は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」ことです(法)。そして日本学術会議はこの「使命」の下、法により、「独立して」「職務を行う」こととされてきました。

すなわち、日本学術会議は、「独立して」「職務を行う」ことを以て、「日本の科学者コミュニティの代表機関」としての「使命」を果たすとされており、この「独立」制が「日本の科学者コミュニティの代表機関」としての「使命」の実現を保障する根幹とされています。こうした日本学術会議の「独立」制は、日本国憲法第23条により保障された「学問の自由」の具体的内容の1つであると言えます。

しかし、2020年10月、日本学術会議の会員候補6人を当時の菅義偉首相が任命拒否した問題が勃発し、その後、昨年末の2022年12月6日、内閣府が「日本学術会議の在り方についての方針」(以下、「方針」とする ※資料1)を公表しました。この「方針」において政府は、日本学術

会議について、「新たな組織に生まれかわる覚悟で抜本的な改革を断行することが必要である」と述べ、「できるだけ早期に関連法案の国会提出を目指す」と明言するに至りました。

日本学術会議は直ちに、12月21日付けで声明「内閣府「日本学術会議の在り方についての方針」(令和4年12月6日)について再考を求めます」を公表し(以下、「声明」とする ※<u>資料2</u>、<u>資料3</u>)、「方針」の当面の主眼が、「第三者委員会」を創設し、日本学術会議の会員選考過程に関与すること、そしてそのための「関連法案の国会提出」が、現下の通常国会において予定されていることを明らかにしました。現下の通常国会とは、つい先日2023年1月23日より開かれた第211回常会のことです。通常、国会での法律案等の審議は、3月から本格化します。

私たち日本職業教育学会は、2020 年 10 月の日本学術会議会員候補者任命拒否問題に対し、同月 12 日付けで直ちに「日本学術会議会員任用拒否にかかる日本職業教育学会理事会メッセージ」を発し、日本学術会議の「独立性が損なわれる重大な懸念」を表明しました。

今回の「方針」は、この任命拒否以上に深刻な事態であると言えます。

冒頭で述べたように、日本学術会議は、「独立して」「職務を行う」ことを以て、「日本の科学者コミュニティの代表機関」としての「使命」を果たすとされています。「声明」は、「方針」に対し「日本学術会議の性格を根本的に改変させて独立性を侵害しかねない深刻な問題」が認められるとし、6点の「懸念事項」を具体的に示しながら、政府に至急の「再考」を強く訴えています。

私たち日本職業教育学会は、日本学術会議協力学術研究団体の一つです。学会としてのこの役割を重く受け止め、去る 2020 年 10 月 12 日付け「理事会メッセージ」に重ねて、今回再度、理事会としての「賛同声明」を緊急発出する必要があると考えます。なお、他の協力学術研究団体も続々と同様の賛同声明を発しています。

以上